藤沢都市計画下水道の変更 (藤沢市決定)

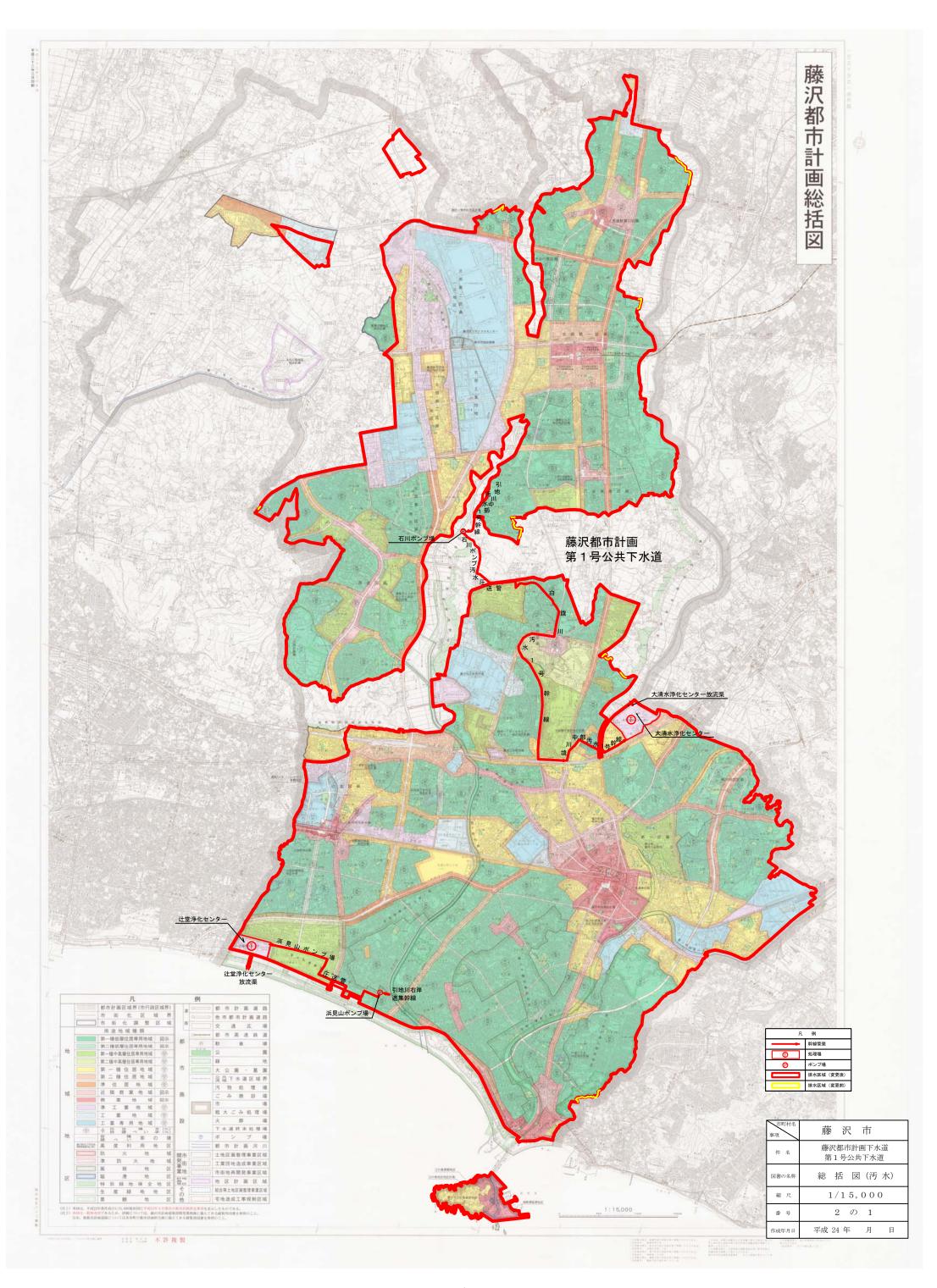
藤沢都市計画第1号公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

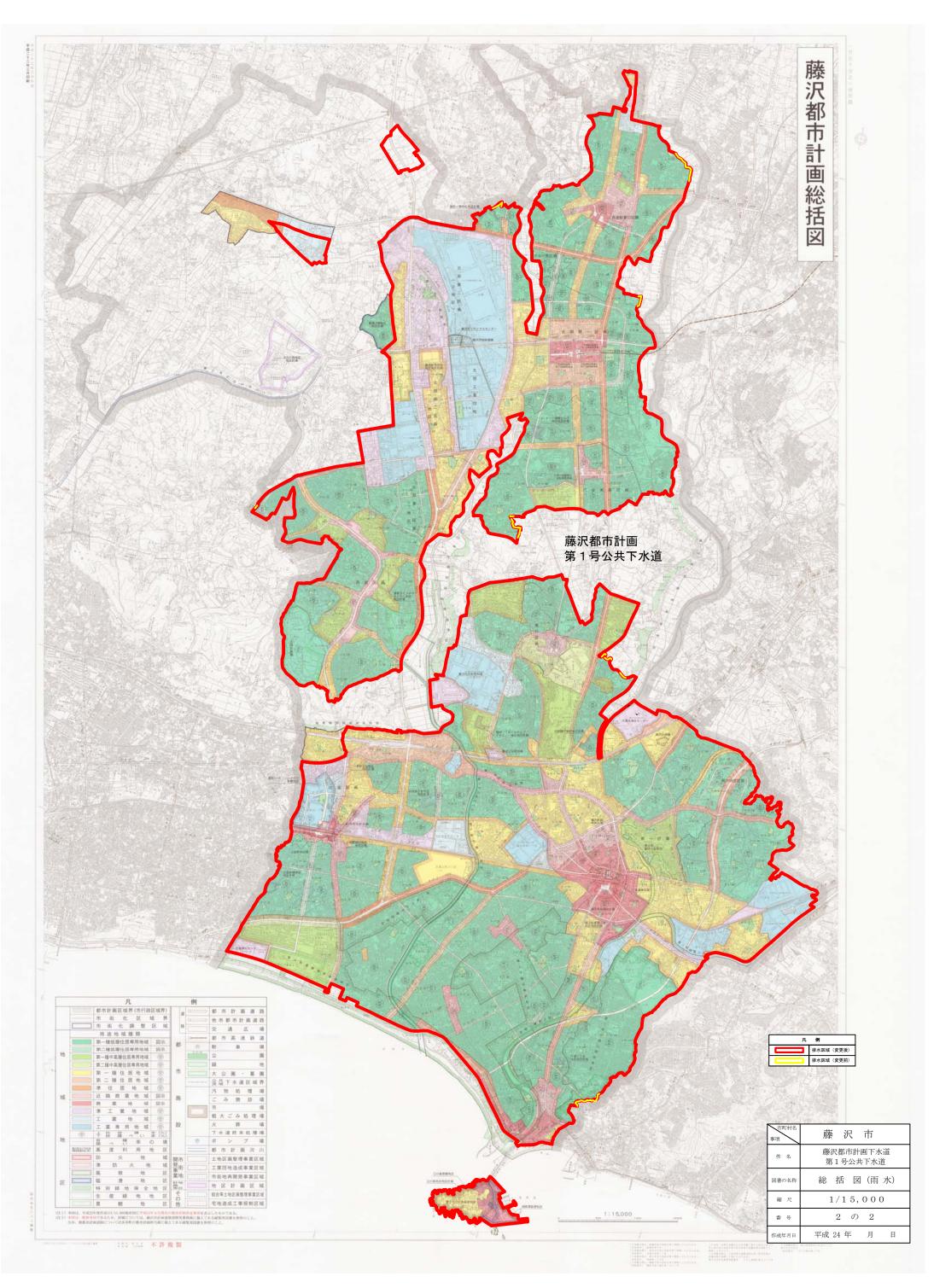
2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」 (備考) 面積 約4,620ha

藤沢都市計画下水道の変更・新旧対照表

種類	面積		/dts = +y.	
1里3月	新	旧	備考	
排水区域	約 4, 620ha	約 4, 604ha	画積の増減 +16.98ha (内訳) 高倉地区 +0.11ha 増 0.13ha 減 0.02ha 立石地区 +0.01ha 増 0.01ha 増 0.01ha 増 16.86ha	





藤沢都市計画地区計画の決定 (藤沢市決定)

都市計画新産業の森北部地区地区計画を次のように決定する。

名称		新産業の森北部地区地区計画		
	位置	置 藤沢市葛原字観音道、字昭和台、字芝地、字久保地及び字大六天地		
面積		約16.9ha		
地区計画の目標		本地区は、本市西北部の市街化調整区域に隣接し、都市計画道路3・3・4号藤沢厚木線(以下「藤沢厚木線」という。)沿道に位置している。「藤沢市都市マスタープラン」においては、農・工・住が共存する環境共生都市の創造をめざし、活力を生み出す新たな産業ゾーンとして「新産業の森」の一部となっている。さらに、組合施行の土地区画整理事業により基盤整備並びに産業集積が図られる地区である。 本地区計画は、本市の経済活力を牽引する「新産業の森」の先導地区として、豊かな緑につつまれた次世代へと引き継ぐ新たな産業拠点の形成を図ることを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の住宅地や田園環境と調和し、持続的な発展へと繋がる産業系の環境配慮型土地利用の実現にむけ、地区を3つに区分し、次の方針により適正な土地利用の誘導を図る。 (幹線道路沿道地区A、B) 本市の経済活力を牽引する研究開発型施設や工場などの立地を促進する。また、本市北のエントランスとなる藤沢厚木線沿道では、緑によるシンボル的な景観形成を図るため景観緑地帯を配置する。 (地域産業地区) より良好な操業環境をめざし移転・事業拡大する市内中小企業等や、産学連携及び企業間連携等により創出される新たな産業等を誘導する。また、周辺の住宅地と調和を図るべく、緩衝緑地帯を配置する。		
	地区施設の整備の方針	幹線道路を中心に、適正な街区を形成し産業活動を支える区画道路、公園を計画的に配置し、土地区画整理事業により整備を行う。 また、隣接する住宅市街地への配慮及び田園景観との調和を図るため、 緑地を適宜配置するとともに、所有者による適切な維持・保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	緑につつまれ、ゆとりのある「新産業の森」の形成をめざし、「地区計画の目標」と「土地利用の方針」に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度等について必要な基準を定める。		
	緑化の方針	緑豊かな環境の保全、形成をめざし、敷地内の緑化の最低限度を定めるとともに、 を適正に保全することで、「新産業の森」に さ しい緑に つつまれた 間形成をめざす。		

	区画 道路 地区施設の 配置及び		道路 行者 用道路 緑地	区画道路 号 区画道路 号 区画道路 号 区画道路 号 約 新約 号線地 面積約 号線地 面積約 号線地 面積約	約 約 約 約 約 ()	
		地区の	名称	幹線道路沿道地区 A	幹線道路沿道地区 B	地域産業地区
		区分	面積	約 . 4	約 .	約1.
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築の建築の建築の建築の最終の高いの	の建ぺい 高限度	次	く。) 工場(周辺地域の 環境を 化さ る れのあるもの、建築 基準 () 1号に 定する 工場のう 、 から 及び 。から に る は建築基準	てはない。 1 開発である は でも と でも
	建築物の敷地面 積の最低限度			た し、公 必要な建築物の敷地として 用する土地については、こ の限りでない。		

	建築物の はこれに代 る の面から敷地の 号によるものとする。た し、 ス 所のこの限りでない。		
面の位置の制限	1 藤沢厚木線の境 線から	1 市境における道路 の境 線から 号を く道路 は隣地境 線から	
面 区域の工 物の制限	面の位置の制限が定められている区域には、 ない。た し、 、緑化に するもの及び 限りでない。		
建築物等の高さの最高限度	1 建築物の高さは、地盤面から を えてはならない。た し、 において現に存する建築物で適合していないものについては、この限りでない。	盤面からをえ	
	分の	分の	
建築物の緑化率の最低限度	緑化率の 定は、藤沢市緑の保全及び緑化施行 成 1 6 3 面積の 定方 及び 基準によるもの 化及び 緑化は 定しない。	4号 に定める緑地	
建築物の形は の制限	1 建築物の形 及び は、緑との調和を図るものとする。 地盤面の高さは してはならない。た し、土地区画整理事業に る造成 は高さ 以下の についてはこの限りではない。		
かき はさくの 造の制限	道路及び隣地に面して設けるかき はさくの これらに するものの部分を き、生け は し、基 を設置する場合は敷地地盤面からの高さ	なンス等。	

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図 のとおり」



